

西条市医師確保奨学金制度

を活用して地域医療に貢献する

医師 になりませんか？

令和8年度募集



奨学金制度とは

奨学金を借りた医学生が、西条市の指定医療機関で一定期間医師として勤務すれば、奨学金の返還が免除される制度です。

西条市の奨学金のポイント

- ◎貸与期間 6年間を限度
※貸付の決定を受けた年度の4月から遡って借りられます。(9月までの申込みに限る)
- ◎貸与額 最大**1,490**万円を貸付けします。
 - ①修学資金奨学金 月額**20**万円
 - ②入学資金奨学金 **50**万円まで
(入学金等として大学に納める額)

指定医療機関

西条市の基幹型臨床研修病院

- ①西条市立周桑病院
- ②西条中央病院
- ③済生会西条病院

ただし、マッチング等を経て研修先を決定するため、各病院の定員人数や採用基準等により、希望どおりとならない場合があります。

【問い合わせ・申込先】

西条市医療対策課 地域医療係
〒793-0041 愛媛県西条市神拝甲324番地2
西条市総合福祉センター内
電話:0897-52-1395 FAX:0897-52-1293
e-mail:iryosai@saijo-city.jp

詳しくは西条市HPをご覧ください。 QRコード

西条市 医師確保奨学金制度 ×



愛媛県西条市 令和8年度医師確保奨学金制度募集要項

応募資格	将来医師として西条市の指定医療機関に勤務する意思のある方。 (1)国内の大学(自治医科大学を除く)の医学生 (2)勤務条件のある同種の奨学金を受けていない方
貸付金額	入学資金奨学金 50万円まで 修学資金奨学金 月額20万円
募集人数	2人
貸付期間	貸付決定の月から大学を卒業するまで(最大6年間)
募集期間	随時(年度内の奨学金をさかのぼって貸付を受けるためには、9月末までの申請が必要となります。)
返還免除	大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、11年以内に指定医療機関で医師として勤務した期間が奨学金を借りた期間に達するなど、募集要項で定める免除事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部を免除します。
返還猶予	(1)奨学金の貸付けを取り消された後も引き続き、大学に在学しているとき。 (2)返還免除の要件である勤務期間が修学貸付月数に達しなかった後、引き続き指定医療機関において医師としてその業務に従事しているとき。 (3)災害、疫病その他やむを得ない事由があるとき。

【申し込み～申請の流れ】

①書類提出

西条市へ必要書類を提出

②審査

西条市医師確保奨学金貸付審査委員会が書類や面接等により審査

③交付決定通知

審査結果を申請者に文書で通知

【必要書類】

- (1)西条市医師確保奨学金貸付申請書
- (2)大学の在学証明書
- (3)大学における学業成績証明書
(新1年生は出身高等学校校長が発行する成績証明書)
- (4)本人及び保護者の住民票の写しの全部
- (5)履歴書
- (6)健康診断書
- (7)入学金等として大学に納める額が証明できる書類
- (8)応募理由書
- (9)本人と生計を同じくする世帯全員の前年度の所得証明書

Q&A

Q 1年生の4月から貸し付けを受けた場合、返還免除を受けるためには、初期臨床研修を開始後11年間の間に6年間で指定医療機関で勤務する必要がありますが、専攻医研修を3年間とすると、2年間の猶予があることとなりますが、その期間に対する制限はなにかありますか？

A 返還免除の要件を満たして頂けるのであれば、お尋ねの2年間について制限はございません。指定医療機関以外での経験や、サブスペシャリティ研修等に充てるのが可能です。

Q 指定医療機関で初期臨床研修を終了し、専攻医研修を受けるときはどうしたらいいですか。

A ご自身で専門研修プログラムに応募し、研修認定施設を選んで頂くことになります。その際、出身大学や初期臨床研修先の指導医とご相談されるケースもあります。

Q 専門医となった後、西条市で勤務可能な診療科目はどこですか。

A 令和8年4月1日時点では、内科・循環器内科・外科・脳神経外科・整形外科・泌尿器科・眼科・放射線科・小児科・産婦人科・麻酔科です。